

簡易課税の事業区分表（農業の売上）

氏名・農園名：_____ 課税期間：_____ 作成日：_____

売上の内容（品目・売り先）	税率（%）	事業区分（第○種）	みなし仕入率（%）	課税売上高（税抜・円）	区分の根拠・メモ
合計					

- 事業区分は売上（取引）ごとに判定します。区分ごとに課税売上高を分けておかないと、分けていない部分には一番低いみなし仕入率が使われます。
- みなし仕入率は、第1種90%・第2種80%・第3種70%・第4種60%・第5種50%・第6種40%です（Excel は事業区分を「第2種」のように書くと自動で入ります）。
- 記入例の売上高は架空のものです。区分の判断に迷うときは、税務署や税理士に確かめてください。

事業区分ごとの課税売上高の集計

氏名・農園名：_____ 課税期間：_____

事業区分	みなし仕入率（%）	農業での主な売上	課税売上高（税抜・円）	割合
第1種	90	仕入れた農産物などを事業者 に形を変えずに売る（卸売）		
第2種	80	米・野菜・果物などの飲食料品の販売、仕入れた商品の小売		
第3種	70	花・苗・種など飲食料品でない農産物、観光果樹園、加工品の製造		
第4種	60	農作業の受託、事業用の機械などの売却		
第5種	50	運輸・サービス業（農業では少ない）		
第6種	40	不動産業		
合計				

- 2種類以上の事業をしていて、1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上なら、そのみなし仕入率を全体に使えます。3種類以上で特定の2種類の合計が75%以上の場合の特例もあります（国税庁 タックスアンサー No.6505）。
- 簡易課税を使えるのは、基準期間（個人は前々年）の課税売上高が5,000万円以下で、前もって「消費税簡易課税制度選択届出書」を出している課税事業者です。

農業でよくある売上の事業区分の早見表

確認日： _____

売上の例	税率	事業区分	理由・国税庁の資料
米・麦・大豆・野菜・果物・卵などを売る	8%	第2種	飲食料品の譲渡を行う農業（令和元年10月から第2種）
食用のもみを売る	8%	第2種	人の食用に供されるもみは食品（軽減税率Q&A 個別事例編 問6）
種もみとして売る	10%	第3種	種もみは食品に当たらない（同 問6）
果物の苗木・野菜苗・種子を売る	10%	第3種	栽培用の植物・種子は食品に当たらない（同 問7）
切り花・鉢花・観葉植物を売る	10%	第3種	飲食料品ではない農産物の農業（No.6509）
生きた肉用牛・豚・鶏を売る（育成中の牛を含む）	10%	第3種	生きた家畜は食品に当たらない（同 問2）。育成中の牛の売却は第3種（事業区分の質疑応答）
事業に使っていた乳牛（成牛）を売る	10%	第4種	事業用資産である乳牛の売却は第4種（事業区分の質疑応答）
観光果樹園の入園料（いちご狩り・梨狩りなど）	10%	第3種	入園料は第3種（事業区分の質疑応答）。飲食料品の譲渡ではないので10%（同 問32）
果物狩りで、持ち帰る果物の代金を別にもらう	8%	第2種	果物の販売は飲食料品の譲渡（同 問32）
他の農家の田植え・稲刈りなどを手伝う（作業受託）	10%	第4種	農業サービス業はおおむね第4種（事業区分の質疑応答）
牛馬を預かって育成する（預託）	10%	第4種	請負による牛馬の育成は第4種（事業区分の質疑応答）
自分の農産物で漬物・ジャム・干し柿などを作って売る	8%	第3種	食料品の製造（製造小売を含む）は第3種（事業区分の質疑応答 E製造業）
玄米やもち米を預かって精米・もちつきをする（加工賃）	10%	第4種	原材料の支給を受けて行う加工は第4種（同 E製造業）
仕入れた野菜を形を変えずに消費者に売る	8%	第2種	小売業（No.6509）
仕入れた野菜を形を変えずに事業者に売る	8%	第1種	卸売業（No.6509）
トラクター・軽トラックなど事業用の固定資産を売る	10%	第4種	事業に使っていた固定資産の譲渡（No.6509 Q&A）

- 国税庁のタックスアンサー No.6505・No.6509、質疑応答事例「日本標準産業分類からみた事業区分」、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」をもとにまとめました（令和8年9月27日に確認）。質疑応答事例の区分は目安で、例にない取引は個別に判定します。
- 表の区分は一般的な例です。取引の実態によって変わることがあるので、迷うときは税務署に確かめてください。